

1/27 筑西市須藤市長が筑西市産いちごを販売



「報徳」の絆でつながる筑西市から須藤市長が訪れ、いちごのトップセールスを行いました。1月から2月にかけて旬となる筑西市特産の「とちおとめ」を須藤市長の「香り豊かないちごをご賞味ください」の挨拶と共に販売開始。またたく間にいちごは売り切れたものの、フルーツマトやキュウリ、人気の干し芋などの販売も同時に行われ、盛況のうちに終了しました。

1/29 写真教室とジュエリーアイスライブを開催



町観光大使の岸本日出雄氏や浦島久氏を招いて、写真教室やトークショーが行われました。午後からは「Jewelry Ice Live2023」（ジュエリーアイス・デイ実行委員会）が行われ、ジュエリーアイスを使った映像とジュエリーアイスからインスピレーションを得た楽曲のコラボレーションなど盛りだくさんの内容で、客席からは絶え間ない拍手が贈られました。

1/31 農協女性が「女性フェスティバル」



「第12回女性フェスティバル」（豊頃町農協女性部主催）が4年ぶりに開催され、部員ら約50名が参加しました。講師に2030SDGsカードゲームファシリテーターの芳賀雅樹さんから「農業に求められるSDGs」と題した講演が行われ、農業におけるSDGsについて学ぶ機会となったほか、ココロテラスなどの出店や町内で創作活動を行う10名の作品展示もあり、様々な交流の場となりました。

2/2 総合プロモーション事業で勉強会



豊頃町総合プロモーション推進協議会が「豊頃町にある地域資源を見直そう!」をテーマにワークショップを行いました。地域プロデューサーの山本聖氏（株式会社ジェイアール東日本企画）を招いて「地域プロジェクトの考え方」を中心に「地域資源の棚卸」と題してグループワークを行い、豊頃町の地域資源について改めて気づきを深める機会となりました。

2/3 豊頃町和牛生産改良組合が冬季講習会



豊頃町和牛生産改良組合は講師に山中格氏（十勝農業協同組合連合会酪農畜産課調査役）を招いて冬季講習会を行いました。ここでは昨年10月に行われた第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会における成績報告会と、5年後に開催される「北海道全国和牛能力共進会」に向けての課題について講習会が行われました。

引越しをされる皆さんへ
忘れずに住民票を
移しましょう

進学や就職などで引越しをされる皆さんは原則、これから住む寮やアパート等が新しい住所になります。

住民票はどうやって移すの？

■住民票の手続きは簡単です。
○転入届は、転入した日から14日以内に提出してください。

○引越しをした際は「マイナンバーカード」の記載事項の変更が必要ですので、転入届提出時にマイナンバーカードをお持ちください。

○「マイナンバーカード」を持っている人は、引越し前の市区町村に「転入届の特例による転出届」をマイナンバーを通じてオンラインから、または郵送で提出することで、転出証明書の発行がなくても引越し後の市町村にのみ出向いて転入手続きができます。
○正当な理由がなく住民票の異動の届出をしない場合、5万円以下の過料に処される場合があります。

住民票を移したら、選挙の投票はどこでできるの？

■住民票を移してから3か月経過したら、引越し後の新しい住所地で投票できます。

選挙の日引越し前の住所地に行けない場合は、不在者投票ができます。

○選挙人名簿の登録基準日において3か月経過している必要があります。もし、3か月経過する前に選挙があった場合は、引越し前の住所地に3か月以上住んでいた必要があります。
○地方選挙では、当該選挙が行われる区域内で住所移転した場合に限られます。

○不在者投票は仕事や旅行などで、選挙期間中、現住所以外の市区町村に滞在している方も、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で投票を行うことができます。投票用紙などの郵送に時間がかかる場合があるので、お早目の手続きをお願いします。

忘れずに住民票を移しましょう

広報とよころ

役場だより

問合せ先
豊頃町選挙管理委員会
☎574・2211

住民登録は正しく行われていますか？

問合せ先
役場住民課戸籍年金係
☎574・2213

住民票（住民基本台帳）には、氏名、生年月日、性別、住所などが記録され、選挙権の行使、就学、国民健康保険や国民年金の給付など、様々な行政サービスの基礎となっています。住所や世帯に変更があったときは、必ず住民異動届を提出してください。届出の際には、本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）の提示をお願いします。マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちの方で住民異動届（転入、転出、転居）の手続きをされる場合は、必ずこれらのカードをご持参ください。

届出の種類	届出期間	届出人 (本人または世帯主)	届出に必要なもの <●必須 ○お持ちの方および該当する方>								
			届出人の本人確認書類	転出証明書	マイナンバーカード	印鑑登録済証明書	国民健康保険証	後期高齢者保険証	介護保険証	身体障害者手帳	福祉医療費受給者証※2
転入届 豊頃町に引越してきたとき	転入した日から14日以内	本人または世帯主	●	○※1	○※1					○	○※3
転出届 ほかの市区町村に引越すとき	あらかじめ (転出後14日以内を含む)	(同世帯主)	●		○	○	○	○	○	○	
転居届 豊頃町内で引越したとき	転居した日から14日以内		●		○	○	○	○	○	○	
世帯変更届 世帯主が変わったとき	変更のあった日から14日以内		●				○				

※1 前住所地の市区町村であらかじめ転出手続きをしてください
※2 重度心身障害者・ひとり親家庭等および乳幼児等医療費受給者証
※3 福祉医療費受給申請者